

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成27年3月5日（木）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第26号「所沢市工場立地法地域準則条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

国の基準はあるが、どうするかは条例で決めるという理解でよろしいか。

畑中産業振興
課長

市の必要性に応じて、市独自の準則を定めたということです。

平井委員

緑地を15%以上という中には、ビルの屋上を緑化するというようなことも含まれるのか。

畑中産業振興
課長

おっしゃるとおりです。

平井委員

狭山市、秩父市、行田市以外に、所沢市と同じぐらいの基準を決めたところはないのか。

畑中産業振興 課長	近隣で申し上げますと、東京都が同じような基準を設けております。
平井委員	埼玉県内ではこの3つが類似ということか。
畑中産業振興 課長	県内で同様の条例を制定しているのは、現在のところ、この3市です。
協委員	重複緑地について緑地面積の50%を上限として算定可能とするとは、 どうということなのか説明願いたい。
畑中産業振興 課長	重複緑地とは、例えば屋上緑地などです。50%については、仮に2, 000㎡の緑地を設けなければいけない工場があったとして、現行は2 5%までですので500㎡までが重複できるわけですがけれども、これを緩 和することによって1,000㎡まで重複できることとなります。地面に 設ける緑地が少なくて済みますので、建物の配置の自由度が高まるという 意味があります。
協委員	壁面緑化なども含まれるのか。

畑中産業振興

含まれます。

課長

協委員

地面の緑地部分が、今までより減ってもよいということか。

畑中産業振興

そういうことになります。

課長

吉村委員

議案資料にある現行というのは、国の基準ということか。

畑中産業振興

おっしゃるとおりです。

課長

島田委員

新規の誘致も大事だが、緑化についても配慮していく必要がある。今の説明だと、壁面緑化や屋上緑化もオーケーという話なので、ぜひその辺も考慮していただけるように、市の方でアプローチのようなことを考えているのか伺いたい。

畑中産業振興

生活環境にも配慮した結果、本当はもう少し大きく緩和をできるのですが、その範囲を大きくしないこととしました。なお、この準則については、重複緑地を特に推奨するといったことは考えておりません。

課長

安田委員

所沢らしさということで、緑地比率を大きくするというようなこともあったと思う。ただ、こういうことをしていかないと、なかなか新規で工場を誘致できないのか。それとも、これを行ったら工場が来るというようにもくろみがあるのか伺いたい。

畑中産業振興
課長

今回の準則については、既存の工場がこれから設備更新等をする際に、緑地の負担を軽減しないと市外に出て行ってしまいう可能性がありますので、それを抑制するということがあります。それから、新しく来る工場については、これでもって特に立地ができるわけではありませんが、近隣と同等であるということが重要であります。他市に比べて厳しいと、その分不利になるということがありますので、狭山市などと同等ということが事業者からすれば魅力的に映るということになります。

吉村委員

附則の2にある昭和49年6月28日の特定工場とは、具体的にどういうものなのか伺いたい。

畑中産業振興
課長

この特定工場というのは、工場自体に差があるわけではなく、その時点で操業していたかどうかで、判断基準が異なります。

吉村委員

昭和49年6月28日という基準日に、何か意味があるのか。

畑中産業振興課長 工場立地法は、操業の90日前までに届け出をする必要があります。この日付けは、施行日から90日経つ前から操業しているという時点を確認する意味の日付けです。

協委員 第4条の特定工場の規模について伺いたい。

畑中産業振興課長 敷地が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上です。

協委員 特定工場に該当する工場は、市内にどれぐらいあるのか。

畑中産業振興課長 市内には、現在13工場あります。

【質疑終結】

【意見】

平井委員 日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。所沢市はもともと緑を呼びものとして住民を呼び込んだ経緯があり、緑はとても大事なものだと思っております。時代の流れの中で、新しい工場を呼び込むために緑地率を緩和することは、いたしかたないという思いもありますが、その他の部分で頑張っていただくよう求めまして、賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第26号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第43号「所沢市企業立地支援条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

概要について伺いたい。

畑中産業振興
課長

まず、土地の所有について、事業用定期借地権という形での操業を対象にするのと、もう1点は特例子会社が所有する資産に対する補助ですが、これについても親会社等から借りて事業をする場合に、その賃料相当額を補助するものです。

平井委員

KADOKAWAが適用されるとのことだが、どういう形なのか。

畑中産業振興
課長

KADOKAWAについては、これから特例子会社を作るという提案をいただいております。その特例子会社が親会社となるKADOKAWAから土地、建物を借りて操業する場合には、その特例子会社に賃料相当額を補助することになります。

平井委員

その賃料というのは、いくらぐらいの金額か。

畑中産業振興課長 額までは想定しておりませんが、賃料を限度として固定資産税、都市計画税相当額を補助するものです。

青木委員 特例子会社などを呼び込むため、積極的にアプローチする計画はないのか伺いたい。

畑中産業振興課長 特例子会社については、障害者の雇用促進という意味があります。障害者雇用を促進する補助金も別途ありますので、それについては様々な形で、事業者へ情報提供して協力をお願いしているところです。

吉村委員 所沢駅の東口にできる日本光電工業株式会社について、底地は西武鉄道で上物は日本光電だが、まさに事業用定期借地権で、今回の補助の対象になるということよろしいか。

畑中産業振興課長 日本光電につきましては、事業用定期借地権で立地されると聞いております。この条例制定以降に契約されたものであれば、補助の対象になります。

吉村委員 事業用定期借地権は、期間について特別の条件等があるのか伺いたい。

畑中産業振興 10年以上、50年未満となっております。

課長

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第43号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時16分）

（説明員交代）

再 開（午前9時18分）

○議案第19号「所沢市地域公共交通会議条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

島田委員

地域公共交通については、平成26年12月議会で市民環境常任委員会
が提言を出しているが、この条例にはそれがどのように反映されたのか伺
いたい。

吉野交通安全
担当参事

昨年11月27日に10項目の提言をいただきましたが、全体的には
この方向に作業が進んでいると認識しております。具体的に、これまでの
作業の中で関連するものを申し上げますと、より詳細な実態調査を実施す
るなど、市内における人の移動傾向を把握し、福祉の視点も踏まえ、ニー
ズに合った交通サービスの提供について検討を行うことと提言をいただ
きましたが、これに関しては、平成25年に交通不便地域である市街化調
整区域の高齢者の方たちに実施したアンケート結果を踏まえ検討を行
いました。もう1点ですが、行政と各交通事業者との連携や協力のあり方
について検討を行うことと提言いただきましたが、これについても今回の地
域公共交通会議の中では、構成メンバーとしてそういう方たちにもお入
りいただき、そういう方向で進んでいくと考えております。全体的な
方針に関する提言もありましたが、これについては来年度以降そのような
対応を進めていければと考えております。

島田委員	来年度は所管も変わると思うが、事務の申し送り、引継ぎについてはどのように行うのか伺いたい。
吉野交通安全 担当参事	事務レベルでも引継ぎは当然行いますが、今までやってきた庁内検討委員会の中に新しい部署を所管する課の課長も入っていますし、今まとめているものを政策会議にかけていきますので、この辺の成果については引き継がれていくものと認識しています。
平井委員	委員会で視察に行った大阪の箕面市は、補助金をうまく使っていたという事を一般質問でもしたことがある。こういうご時世でもあるので、大いに国の補助金を活用していただきたいが、こういうことも検討の中に入っていたのか伺いたい。
吉野交通安全 担当参事	地域公共交通会議そのものについての補助金はありませんが、交通に関する補助金はいろいろありますので、今後具体的な交通手段を検討する中でできるだけ活用する方向でいけるよう申し送りの中で伝えていきます。
協委員	利用者の代表者を障害者の団体からも選ぶということだが、いろいろな障害の方がいて生活状況も異なっている。計画を立てる上で、そういった方々の意向や日々感じていらっしゃることを把握してほしいと思うのだ

が、障害者団体の方はどのように選ぶのか伺いたい。もう1点は、福祉タクシーや福祉有償運送といった福祉施策の部分とこの会議で行う地域公共交通の部分は、ある程度関係付けて進めていくのか伺いたい。

吉野交通安全
担当参事

具体的にどの団体の人を選ぶかということについては、我々のレベルでは決めきれない部分がありまして、福祉タクシーといったことについても同様であります。ただ、今年度行われています庁内検討委員会に福祉関係の部署も三部署入っており、その方たちから今いただいたような意見も出ております。そういうことも含めて今まとめの作業をしておりますので、所管が変わったとしても申し送りの中に福祉関係の視点も含まれていきますので、具体的な検討を深めていけるのではないかと考えております。

協委員

庁内検討委員会の中身が来年度に引き継がれて、具体的な検討を深めていくということか。

吉野交通安全
担当参事

おっしゃるとおりです。

協委員

その三部署というのは、どこか。

吉野交通安全

福祉総務課、障害福祉課、高齢者支援課の課長に委員会メンバーとして

担当参事

入っていただいております。

吉村委員

第2条第1号の関係で、地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の様、運賃・料金について国土交通省の認可が必要だが、この会議が設置されることによって、かなり簡略化されるということであった。今、ところバスは5年に1回大きな見直しをしていると思うが、次の見直しがいつ頃になるのか。また、こういった手続きが簡略化されることによって、見直しの期間が3年ぐらいに短縮できるのか。それから、この会議で協議したことが、いつ頃反映されるのか伺いたい。

吉野交通安全

担当参事

ところバスについては、定期的に見直しをしているわけではないことから、次の見直しの時期については決まっておられません。ただ、これまでのケースで見ますと、3年から5年で見直ししておりますが、今後はこの動きの中に組み込まれていきますので、その中でところバスの見直しに取り組んでいく必要があると考えています。見直しの期間が短縮されるかということについてですが、地域公共交通会議は道路運送法に基づく組織ですので、許認可手続きについては簡略化されますが、見直しの時期そのものが短縮されることにはつながらないと考えております。それから、会議で協議したことがいつ頃反映されるのかということについてですが、当然早期実現に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

島田委員

ところバスのスリム化によって漏れてしまう地域については、その他の交通機関等に対応して、市民生活の利便性等を図ることがあったと思うが、この会議の方向性について伺いたい。

吉野交通安全
担当参事

ところバスのスリム化については、先ほど申しあげましたアンケート結果や庁内の担当部署と課題の整理等の突き合せをしたところ、便数が少ないとか、目的地まで時間がかかるということに集約された課題が浮き彫りになりました。それらをアドバイザーと突き詰めていった結果、現在のところバスは長大化し過ぎて、利便性が悪くなる負のスパイラルに落ちていると指摘されました。そうしたことから、地域でどういうニーズがあるのか、駅へ直接行きたいのか、病院に行きたいのか、あるいは買い物に行きたいのか、誰が利用するのかといったことは地域によって違いますので、まず、そういった地域のニーズを受けて、それに見合った交通手段を考え、併せてところバスを今のまま走らせるのではなく、もう少しコンパクトにしながら、地域全体として効率のよい交通手段を構築していく方向で庁内的な整理をしているところです。

平井委員

ところバスについては、なくす方向ではなく効率よく運行しつつ、ほかの公共手段も考えるという理解でよろしいか。

吉野交通安全

ところバス本来の目的である交通不便地域の足としての機能は、十分認

担当参事

識され年間35万人以上の足として使われており、一定の役割を担っているという前提で今のような話をさせていただいております。ところバスを廃止するというような方向での議論にはなっておりません。

【質疑終結】

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。公共交通のあり方については、住民が何を望んでいるか把握をすることが一番大事であると思います。市としてこれまでのような行政側だけの議論に終わらず、協議したことを必ず一回市民に返し、互いにフィードバックしながら丁寧に作り上げていただきたいということを申し上げて、賛成の意見とします。

協委員

ところバスは、交通不便の地域と障害のある方の足の確保ということで、住民の請願により実現した経緯があります。今後は、さらに工夫していただき交通不便地域の足という部分と、高齢者の方、障害者の方が街に出るための重要な機能ということをしっかり押さえて、使い勝手のよい、ほかの政策を考える中でもしっかり捉えて、みんなが大事に使えるようなものにしていただきたいということと、高齢になって自動車を運転するよりも公共交通を使う方がよいという動機づけも、検討の中でしっかり行っていただきたいということを申し上げ、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第19号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第27号「所沢市情報公開条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

改正された大きな部分は何か。これによってどうなるのか伺いたい。

前田市民相談
課長

中身に関しては、変わりはありません。所沢市情報公開条例第7条第2号の規定では、個人に関する情報については原則非公開なのですが、公務員等に関しては、職及び職務遂行の内容に係る部分は公開となっています。この公務員等というのは、条例の中では国家公務員、独立行政法人の役員と職員、地方公務員の3つに分かれておりますが、この独立行政法人の中身が独立行政法人通則法の改正により、国立研究開発法人と独立研究開発法人と行政執行法人の3つに分類されました。この中の行政執行法人の方たちについては、国家公務員の資格があるものですから、国家公務員の中から行政執行法人を除くという規定の整備を行うものです。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第27号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第33号「所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

16歳から20歳までの均等割額の緩和措置について、どれぐらいの方が対象となるのか説明願いたい。

及川国保年金
課長

平成27年1月1日現在の試算で、被保険者数で2,786人、世帯数で2,308世帯が対象になります。

平井委員

財源についても伺いたい。

及川国保年金
課長

財源については、第2市民ギャラリーの売却収入5億2,800万円を平成27年度から29年度にかけて国保会計に充てさせていただくことになりました。毎年1億7,000万円ずつ国保会計に充てるわけですが、その合計が5億1,000万円になります。5億2,800万円から5億1,000万円を引きまして、残額1,800万円をこの緩和措置の財源に充てるということになります。27年度の緩和措置につきましては、その1,800万円のうちの650万円を予定しております。

平井委員

この措置の期限について伺いたい。

及川国保年金

平成27年度の1年間です。

課長

島田委員

事業の概要を見ると、子育て世帯に対する国民健康保険税の緩和策を講ずるものであるとあり、内容もよいと思うが、それであるならばなぜ1年間なのか。

及川国保年金

平成27年度から税率等の引き上げを実施しますが、その結果を見て28年度については検討したいと考えており、27年度の1年間と限定しました。

課長

島田委員

対象年齢が16歳から20歳となっているが、年代を区切った理由について伺いたい。

及川国保年金

今回、子育て世帯に対する緩和ということで検討いたしました。子育て世帯ということで未成年者が対象となりますが、0歳から15歳までの方については、医療費が無料の制度があり恩恵を受けています。16歳以上の方についてはこの制度はないので、16歳から20歳までを対象者ということにしました。

課長

協委員

この緩和措置を継続するための望ましい状況とは、どういうものか。

及川国保年金
課長

まず、27年度の国保会計の歳入、歳出等の状況を把握してみないと、今の段階では判断できないということがあります。また、28年度以降についても、27年度の結果を見ないと財源の確保が可能かどうか判断できませんので、今のところ27年度単年度の実施になります。28年度以降については、国保会計の財政の状況等により、財源が確保できるということであれば、実施についても検討していきたいと考えております。

島田委員

対象世帯が2,308世帯ということだが、今後の世帯数の推移についてはどう考えているのか。

及川国保年金
課長

今のところ、それほど変わらないと考えております。

【質疑終結】

【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。財源的には、基金の残額が1,800万円あり、単年度が650万円ですので、次の見直しまで3年間続けても無理はないので、続けていただくことをお願いしまして、賛成の意見といたします。

協委員

賛成の立場から意見を申し上げます。一般会計からの繰り入れの残額が1,800万円あり、27年度の子育て世帯への支援総額が650万円と想定されているので、財源として3年間支援できるような金額であると思っておりますので、可能な限り継続してほしいということを要望いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第33号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第42号「所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第42号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時53分）

（説明員交代）

再 開（午前10時5分）

○議案第41号「所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を
改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

島田委員

墓地を指導監督する省庁はどこか。

内野生活環境
課長

厚生労働省です。

島田委員

昨日の質疑で問い合わせが3件あったということだが、クレームはあつたか。

内野生活環境
課長

弁護士から条例改正の中身について問い合わせはありましたが、クレームはありません。

島田委員

宝塚市で条例に基づきパチンコ店を建築しようとする者に対し、その建築工事の中止命令を発したが、法的に不備があったのか市が裁判で負けて、結局パチンコ店ができてしまったケースがあった。今回、こういう形で規制をかけていくことになるが、そういったことについて何か検討や調査をしているのか。

内野生活環境 課長	条例改正に当たっては、文書行政課とも連携しながら進めましたし、市の顧問弁護士に問題がないか電話で問い合わせをしました。
島田委員	この条例が可決された場合、業者への周知はどのようにするのか。
内野生活環境 課長	特に、周知するといったことは考えておりません。
吉村委員	当該土地に所有権以外の権利が存しないこととあるが、地上権や地役権といったものも入るのか。
内野生活環境 課長	おっしゃるとおりです。
吉村委員	生活に必要な権利を制限するようなことが起きないか、検討はされたのか。
内野生活環境 課長	今までそういった事例はありませんでしたので、検討はしておりません。

吉村委員 他の自治体でも、こういった所有権以外の権利を制限する条例があるのか。

内野生活環境課長 指針の中で土地に抵当権が設定されていないということが示されていますので、それに沿って今回、条例の中で所有権以外の権利が存していないことといたしました。

吉村委員 地役権や地上権は用益物権であり担保物権とは違う。そういうものも全てひっくるめて所有権以外としてしまっているが、果たして必要な権利を制限することにならないか懸念するが、いかがか。

内野生活環境課長 今までも、そういった場所でないところを申請していただくように事前協議の中でお話ししております。

吉村委員 他自治体でも、このように所有権以外とくくっているのか。

内野生活環境課長 ほとんどの市が、所有権以外の自己所有地であることとしております。

吉村委員 自分が持っている土地に、第三者の抵当権とか所有権以外の権利が付いている場合のことを言っているのか。

<p>関根生活環境 課主査</p>	<p>都内などの土地がないようなところでは、そういった権利を認めているところもあると聞いておりますが、所沢市内ですと、そういった権利がないところでも設置基準に該当する土地は結構ありますので、そういったことから、今回の条例改正でも特に見直しはせずに残しております。</p>
<p>吉村委員</p>	<p>厳格に、例外規定は一切認めないという考えか。</p>
<p>内野生活環境 課長</p>	<p>おっしゃるとおりです。</p>
<p>協委員</p>	<p>宗教法人法に基づく墓地と公益法人の事業型墓地について、どういう許可基準になったのか伺いたい。</p>
<p>内野生活環境 課長</p>	<p>現行の条例では経営主体を規定しておりましたが、今回の改正では経営主体ごとに許可基準を明確にしたものです。具体的な許可基準としては、公益法人については主たる事務所を市内に有し、事務所が存する自己所有地であること、また宗教法人法第2条の規定により、いわゆる檀家墓地を経営する場合は境内地または隣接する自己所有地であること、当該土地がない場合は、これは適用外となります。また、公益法人及び宗教法人法第6条に規定する公益事業として事業型墓地、こちらは宗派を問わない墓地</p>

を経営する場合については、市内全体の事業型墓地の墳墓区画の未使用割合が5%以下であること、さらにすでに墓地経営をしている場合については全ての墳墓に使用契約が締結されていることを前提としております。

協委員

第11条の(1)のウのただし書きに、規則で定める場合は(ア)の規定は適用しないとあるが、宗教法人の檀家墓地の新設の場合でも拡張の場合でも該当するのか。それと、檀家墓地について妥当な規模の判断基準はあるのか。

内野生活環境
課長

新規の場合も拡張の場合も該当します。ただ、この問題で一番想定されますのは、自分の境内地は墓地がいっぱいで拡張する場所がないから、どこかに新しく檀家墓地を造りたいというケースで、新規に造ることは認めますが、設置基準や100mの基準、施設基準は適用しますということです。

協委員

(ア)だけ適用しないからそうなるということか。

内野生活環境
課長

おっしゃるとおりです。

協委員

妥当な区画数はどう判断するのか。

内野生活環境 課長	<p>基準というより檀家の数によります。檀家が100人なのに1,000区画の墓地を経営するということは、安定的な墓地経営に影響を及ぼしますので、檀家がふえることを想定しそれに見合ったものを造ってくださいというのが基本的な考え方になります。なお、今の部分につきましては、変更許可の方で規則に定めていく予定です。</p>
協委員	<p>今の檀家墓地に見合った区画というのは、規則の中ではっきり示されるということか。</p>
内野生活環境 課長	<p>変更許可の規則の方で、信者の数に見合っていることという文言を入れる予定です。</p>
協委員	<p>檀家数に見合った数の調べ方はあるのか。</p>
関根生活環境 課主査	<p>相談がありましたら、その宗教法人にご協力をいただき、檀家の台帳などを閲覧させていただきながら進めてまいりたいと考えております。</p>
協委員	<p>第12条のただし書きについて説明を願いたい。</p>
内野生活環境	<p>宗教法人が既存の墓地、境内地を拡張する場合、面積2,000㎡未満</p>

課長	の拡張であれば、設置場所の基準については適用外になりますということです。
協委員	規則で定める施設という部分について、説明を願いたい。
内野生活環境 課長	規則で考えておりますのは、都市公園法で規定する都市公園、学校教育法で規定する学校、専修学校、各種学校、児童福祉法で規定する児童福祉施設、医療法で規定する病院または診療所、こちらは入院させるための施設を有するものと考えております。あと、老人福祉法による老人福祉施設、介護保険法による介護老人保健施設、図書館法による図書館、博物館法による博物館、社会教育法による公民館、住宅については人の居住の用に供する建物、または人の居住の用に供する部分を有する建物、あとは条例で設置された施設を考えております。
協委員	人の居住の用に供する部分を有する建物とは、具体的にどのような建物のことか。
内野生活環境 課長	物置があつて、その2階に住まいがあるということで、一部居住する部分があるという判断の仕方です。
安田委員	県営の墓地も許可はされるのか。

内野生活環境
課長

県営の墓地は地方公共団体に該当すると考えております。

平井委員

お寺がなくてもそれに代わるような建物があった場合、それを根拠に墓地が造られることがあったと聞いているが、今回の条例でそういうことはできなくなるということによろしいか。

内野生活環境
課長

主たる事務所がその場所になければいけないということを条例に規定しましたので、そういう問題はなくなると思います。

【質疑終結】

【意見】

協委員

賛成の立場から意見を申し上げます。墓地の公益性、永続性、周辺環境の整備に配慮して、経営者の基準を許可の基準として今回事業型墓地についての条件を明確にしたこと、また時代の要求に応える合葬墓が別表に規定されたことを評価いたします。加えて、次のことを要望します。1点目は今後、名義貸しを防止するために他自治体の条例にあるような第3者委員会の設置についての検討、2点目は自然環境保全の視点からの検討、例えば保全の手法として都市計画法や他の法律に論拠をおく基準の定め方、このようなことの活用、3点目は昨年12月の基地対策協議会の視察で、横浜市深谷通信所跡地利用の考え方の説明を受けましたが、その際に市営

公園型の墓地を基地跡の跡地利用とする場合は、土地は無償で提供されるということを知りました。これを踏まえ、今後、米軍所沢通信基地の返還、跡地利用の検討の中で、ぜひ市営墓地の検討を行い、実現に向けた取り組みをすること、以上の3点を要望します。最後にこの条例改正が、狭山丘陵の貴重な湿地に計画されている三ヶ島二丁目の墓地計画に適用されないことは大変残念であると申し上げて、意見といたします。

島田委員

民主ネットリベラルの会を代表して意見を申し上げます。宝塚市のように規制を設けるような条例を作っても、裁判で負けてしまったという事例もありました。今後、何らかの不備があった場合、丁寧な説明と議会への報告をお願いするとともに、条例や規則の改正等を含め柔軟な対応をしてもらうことを申し添えて、賛成といたします。

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表して意見を申し上げます。今回の条例改正を大変評価いたしますが、高齢化社会に向けて公的な墓地に対する市民の要求も非常に高いことから、所沢市としても公的な墓地を造ることを求めて、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第41号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前10時32分）